

議案第八号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

三朝町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。



昭和四十一年二月二十二日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾三年貳月露貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朗町条例第二五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「通勤距離が」の次に「片道」を加え、同条第二項ただし書中「九百円をこえるときは九百円」を「千百円をこえるときは、その額と千百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五百円をこえるときは五百円）を千百円に加算した額」に改め、「原動機付のものである場合にあつては」の次に「その額が五百円に満たないときは」を加え、同項及び同条第三項中「四百円」を「四百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改める。

第二十条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表 第三 行政職給料表

職務の 等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	29.600	23.800	20.500	15.500
2	31.700	25.500	21.600	16.100
3	33.800	27.200	22.700	16.700
4	35.900	29.100	23.800	17.300
5	38.000	31.000	25.300	17.900
6	40.100	32.900	26.800	18.700
7	42.200	34.800	28.400	19.600
8	44.300	36.700	30.100	20.500
9	46.200	38.500	31.800	21.400
10	48.100	40.300	33.500	22.300
11	50.000	42.100	34.800	23.300
12	51.600	43.700	36.100	24.300
13	53.200	45.300	37.400	25.400
14	54.300	46.400	38.300	26.500
15	55.400	47.500	39.200	27.200
16	56.400	48.500		27.900
17	57.400	49.500		28.600
18	58.400	50.500		

別表 第四 医療職給料表

職務の等級		1等級	
号	給	給料月額	号 給
1		40.400	19
2		43.300	20
3		46.200	21
4		49.100	
5		52.000	
6		54.600	
7		57.200	
8		59.800	
9		62.300	
10		64.800	
11		67.300	
12		69.700	
13		72.100	
14		74.000	
15		75.600	
16		77.200	
17		78.600	
18		80.000	

別表第四を次のように改める。

第二條 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「職員は直ちに」の次に、「その旨を」を加え同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3. 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十二条第二項中「扶養手当、暫定手当の月額との合計額」を「同日におけるその者の扶養親族の数に依じて第九条第三項の規定の例によつて算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における給料の月額）」に改める。

第十三条の二第五項を第六項とし、同項中「第一項」を削り、「期末手当の支給日」を「第二十条第一項に規定する基準日」に、「その支給日」を「同項の規定により町規則で定める日」に改め、次のただし書を加える。

ただし町規則で定める職員については、この限りでない。

第二十条第一項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に、「で町規則で定めるもの」を「（第十三条の二第六項の規定の適用を受ける職員及び町規則で定める職員を除く）」に改める。

期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町規則で定める日に支給する。

第二十条第二項中「支給日」を「基準日」に、「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第二十条第三項中「はこの条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす」を「の算定に關し必要な事項は町規則で定める。」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 勤続手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれにおけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日

から其算して十五日をこえない範囲内において町規則で定める日に支給する。
これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

一 三月一日 同日以前十二月以内の期間

二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間

2. 勤劬手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料月額に任命権者が町長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において任命権者が支給する勤劬手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在において受くべき給料及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる基準日の区分に依する割合を乗じて得た額をこえてはならない

一 三月一日 百分の四十

二 六月一日及び十二月一日 百分の三十

第三条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「時間に対する」を「時間による勤務に対する」に、「給料の特別調整額」を「管理職手当」に、「を除いたものとする」を「を含まないものとする」に改め、同条第二項中「別に」を削る。

第四条第六項を第七項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項として次のように加える。

6. ただし第三項又は第四項の規定により号給が決定された場合において他の職員との極衡上必要と認めるときは、町規則の定めるところにより十二月の期間を短縮することができる。

第七条を次のように改める。

第七条 削 除

第八条第二項を次のように改める。

2. 管理職手当の額は、給料月額額の百分の二十五を越えてはならない。

第九条 第四項を削る。

第十二条第二項中「暫定手当」を削る。

第十三条の二第二項中「給料、扶養手当、勤務地手当、寒冷地手当、期末手当及び勤務地手当」を「給与」に改め、同条第二項及び第三項中「及び勤務地手当」を削り、「百分の八十を支給する」の次に「ことができる一を加え、同条第四項中「給料、扶養手当及び勤務地手当」を「給料及び扶養手当」に改める。

第十三条の二第六項を削る。

第十三条の二第五項として次のように加える。

5. 地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り前四項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

第十七条中「百分の百二十五」を「百分の二十五」に改める。

第十八条中「給料の月額合計額」を「給料の月額」に改める。

第十九条第一項中「その宿直勤務」を「その勤務」に改め、「常直的な宿日直」の次に「勤務」を加える。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(管理職手当等の支給方法)

第二十一条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に關し必要な事項は町長が規則で定める。

(非常勤職員の給与)

第二十二条 常勤を要しない職員について任命権者は常勤の職員の給与との格差を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

2. 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 この条例の施行に關し必要な事項は町長が規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第九項から附則第十一項までの規定は、昭和四十一年二月一日から施行する。

2. 第一条の規定による改正等の職員の給与に関する条例の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

(最高号給等の切替等)

3. 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日に於ける号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(昇給期間の短縮)

4. 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員で町長の定めるもの及び町長の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（職員の給与に関する条例第四条第六項又は

第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を昇にする。昇動をした職員等で町長の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間の昇動者の号給等）

5. 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその雇する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に昇動のあつた職員のうち町長の定める職員の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は昇動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

（切替日前の昇動者の号給等の調整）

6. 切替日前に職務の等級を昇にして昇動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間につ

いては、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行ふことができる。

(旧号給等の基礎)

7. 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8. 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当の経過規定)

9. 昭和四十一年二月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職

員に職員の給与に関する条例第十條第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれの者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る養育手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

(期末手当及び勤労手当の経過規定)

10. 第二條の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十三條の規定の昭和四十一年三月一日に於ける適用については、同條第一項第一号中「十二月以内」とあるは、「十一箇月十七日以内」とする。

11. 第二條の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十三條及び第二十三條の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同條例第二十三條第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同條例第二十三條第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

附則別表

昇給期間の短縮される号級の表

職務の等級 級料表	1等級	2等級	3等級	4等級
行政職給料表	2-8	6-12	9-15	

備考 (一)この表中「2」とあるのは「2」号給を示し、「2~8」等とあるのは「2号給から8号給」等を示す。

□この表に掲げる職務の等級及び号給は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年三朗町条例第5号）による改正前の職員の給与に関する条例の規定による職務の等級及び号給を示す。

12. (町規則への委任)
この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。